

[事案 28-68] 新契約無効請求

・平成 29 年 5 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

契約時、元本割れのリスクを認識していなかったこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 12 月に証券会社を募集代理店として契約した積立利率金利連動型年金（米ドル建）について、以下の理由により、契約を取り消してほしい。

- (1) 元本割れのリスクを認識していなかった。
- (2) 2 人の子に年金を引き継ぐことを希望していたが、継続年金受取人として 1 人しか指定できないことを後日知った。
- (3) 外貨での据置きについての説明がないまま、為替ターゲットレートを勝手に設定された。
- (4) 金融商品の購入経験がないのに、意向確認書兼適合性確認書において、購入経験があるようにチェックさせられた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の意向に即した商品を提案し、募集資料を交付して商品内容・重要事項等の説明を行った。
- (2) 申立人は、継続年金受取人は後から決めればよいとあって、契約時に指定しなかった。
- (3) 申立人には為替に関する一般的な知識があった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人、募集人およびその上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人は各種リスクを含めて契約内容について一通りの説明を行っていたことが認められることから、契約の取消しを認めることはできないが、以下のとおり、募集人の対応に不適切な点が認められることから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、所属する募集代理店が定める高齢者対応ルールを形式的には履行していたが、以下の点を踏まえると契約を急ぎ過ぎた感があり、ルールの趣旨が尽くされていなかった。
- (2) 申立人の契約目的に鑑みると、募集人は、リスクの程度が異なる複数の商品を提案して申立人の選択に委ねるべきだったが、リスクの高い本商品だけを提案した。
- (3) 募集人は、申立人が意向確認書兼適合性確認書を記入するにあたり、金融商品の購入経験があるという回答をするよう誘導した。
- (4) 募集人は、申込手続の後、その場で、保険料の原資調達のため、申立人が相続していた株式、投資信託等の解約手続を進めた。